

さぬき暮らし若者世代応援補助金について

制度の概要

将来的に本市の地方創生に資する人材の定住促進による地域活性化を図るため、市内の民間賃貸住宅等に入居する若者世代に「さぬき暮らし若者世代応援補助金」を交付します。

≪用語の説明≫

- (1) 学生 令和4年4月1日から令和9年6月30日までの間に新たに学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校に在籍した者で、年齢が満18歳以上であるもの。
- (2) 若者世代 年齢が満18歳以上40歳未満である者で、かつ、学生でないもの。
- (3) 定住 転入後、市内に6か月以上継続して生活の本拠を置くこと。
- (3) 民間賃貸住宅等 次に掲げる住宅を除く市内に所在する賃貸住宅。
 - ア 公営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅その他公的賃貸住宅
 - イ 交付対象者の3親等内の親族が経営する賃貸住宅
- (4) 入居 市内の民間賃貸住宅等の賃貸借契約を締結し、契約者である若者世代が当該民間賃貸住宅等を住所として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠とすること。
- (5) 基準日 補助金の交付を申請する日の属する年度の1月1日。
- (6) 家賃 賃貸借契約に定められた月額賃借料（管理費、共益費、駐車場使用料及び保証金を除く。）。

補助金の交付を受けられる方

この補助金の交付を受けることができる方（以下「交付対象者」という。）は、下記要件を全て満たす方です。

■要件

- ① 令和5年7月1日から令和9年6月30日までの間に転入し、当該転入した日において市内の民間賃貸住宅等に入居していること。

転入期間	申請年度
令和6年7月1日～令和7年6月30日	令和7、8年度
令和7年7月1日～令和8年6月30日	令和8、9年度

※申請を忘れた場合、過去にさかのぼって申請することはできませんのでご注意ください。

- ② 転入した日の属する年度の4月1日において若者世代であること。

【例】令和8年4月1日～令和8年6月30日までの間に転入
→令和8年4月1日において若者世代

ただし、3月1日から同月31日までの間に転入した者で、転入した日の属する年度の翌年度の4月1日において18歳であるものを含むものとする。

【例】令和8年3月20日に転入、17歳（同年3月21日で18歳）
→令和8年4月1日において18歳

- ③ 民間賃貸住宅等に入居し、基準日において6か月以上継続して本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とするまたは本拠とする予定であること。
- ④ 基準日において市税を滞納していないこと。
- ⑤ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けた場合に、初めて交付を受けた年度から起算して2年を経過していないこと。
ただし、転入した日の属する年度の翌年度に申請しようとする者は、この限りでない。
- ⑥ 世帯構成員（交付対象者及びその者と生計を一にする世帯員をいう。以下同じ。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は補助金と重複する他の公的給付を受けていないこと。
- ⑦ 世帯構成員が、次に掲げる補助金等の交付を過去に受けていない又は受ける予定がないこと。
- ア さぬき市移住促進家賃等補助金交付要綱に基づく補助金
イ さぬき市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付要綱に基づく移住支援金

- ウ さぬき市結婚新生活支援金交付要綱に基づく結婚新生活支援金（住宅賃貸借費用を対象としたものに限る。）
- エ さぬき市さぬき暮らし学生応援補助金交付要綱に基づく補助金

- ⑦ 世帯構成員が、次のアからウにいずれも該当しない者であること。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員。）
 - ウ 暴力団関係者（暴力団員または暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条1号に規定する暴力的不法行為等を行うものもしくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、もしくは関与するもの。）

補助対象住宅

補助金の交付の対象となる住宅は、交付対象者が契約者となり、令和6年7月1日から令和8年6月30日までの間において、新たに入居する民間賃貸住宅等とします。

補助金の額など

交付する補助金の額は、家賃の2分の1に12を乗じた額（千円未満切捨て）と12万円とを比較して、いずれか少ない額とします。

① 補助金の額

家賃（月額）の2分の1に12を乗じた額（上限12万円）

【例】家賃6万円×1/2×12か月＝36万円

⇒上限12万円のため、補助金の額は12万円

② 交付期間

補助金の交付期間は、交付対象者の要件を全て満たす期間とし、転入した日の属する年度から2年を上限とします。

※上記のうち、令和7年7月1日から令和8年3月31日までの間に転入した方は、令和8年度から2年を上限とします。

- 【例】 令和7年4月1日：就職
令和7年7月2日：さぬき市内へ転入
令和8年11～12月：補助金申請（令和9年同様）

申請期間（令和8年度）

令和8年11月2日（月）～令和8年12月28日（月）17：00必着

申請手続

交付期間の各年度において、次の書類を政策課へ提出してください。

- (1) さぬき暮らし若者世代応援補助金交付申請書（請求書）
申請書様式は、市ホームページからダウンロードするか、政策課（本庁）
または総合支所（寒川庁舎）でお受け取りください。
- (2) 本申請に係る民間賃貸住宅等の賃貸借契約書その他契約内容が確認で
きる書類の写し
- (3) 申請者名義の振込先口座番号を確認できる書類の写し
※その他、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

郵送およびeメールによる申請（以後、「郵送等申請」という。）について

- ・ 郵送等申請の前に、政策課へ御連絡ください。
- ・ 書類に不備があった場合は受付できませんので、お早目に申請してください。なお、期限までに書類がそろわない場合、申請はなかったこととして取り扱います。
- ・ 郵送等申請に係る費用は申請者の御負担となります。

《eメールによる申請の注意事項》

※フリーメールは事業者側がメールの内容の検索・閲覧を可能とした利用規約を定めている場合があり、申請情報等がメール事業者側に漏洩する可能性があります。フリーメールの御利用に際しては、各事業者の利用規約を御確認ください。なお、フリーメールを利用したことによる情報漏洩の事案等

が発生した場合、当市では責任を負いかねます。

※到達確認（追跡）可能な簡易書留・レターパック等、「郵送」での御提出も御検討をお願いいたします。

① 提出方法

以下に記載するアドレスに、交付申請書および必要書類の電子データを添付の上、eメールで送信してください。提出にあたっては、「④ 注意事項」を必ず御確認ください。

<eメール送信時>

・件名は、「さぬき市〇〇〇補助金 申請（申請者名）」としてください。
例：さぬき市さぬき暮らし若者世代応援補助金 申請（讃岐太郎）

・eメール本文には、下記事項を必ず記載してください。

(1) 申請する補助金名：「さぬき市〇〇〇補助金」

(2) 申請者名

※代理で送信する場合は、送信者の氏名、申請者との関係を明記してください。

(3) 申請者住所

(4) 申請者電話番号（平日の日中に連絡可能な連絡先）

② 提出先 eメールアドレス

seisaku@city.sanuki.lg.jp

③ 提出データについて

・提出書類は、持参や郵送で提出する場合と同じです。

・各書類を指定のファイル形式にして提出してください。（スキャナで取り込むまたはデジカメやスマートフォンで撮影等）

・提出データは、A4サイズ用の紙に印刷した場合に、文字等が鮮明に確認できるようにしてください。

・ファイル様式は、Word、Excel、PDF、JPEGのいずれかとし、各ファイルが何のデータであるか分かるような名称にして添付してください。

（添付最大容量：5MB）

・データの容量が大きい場合は、複数に分けて送信してください。その場合、件名や本文で何通目であることが分かるように明記してください。

④ 注意事項

- ・市で e メールを受信した場合は、受信を確認した旨の返信を行います。複数に分けて送信された場合はそれぞれの e メールに返信しますので、すべての e メールに返信が来ているか御確認をお願いします。送信から 1 週間以上（土日・祝日を除く）経過しても受信確認の e メールが届かない場合は、お手数ですが政策課までお問い合わせください。
- ・氏名・住所等に誤りがある場合や e メールを受信拒否設定等をされている場合は、返信できない場合がありますので御了承ください。
- ・申請期限間近の提出の場合、e メール送信のトラブル等による遅れには対応できかねますので、早めの申請に御協力をお願いします。

申請受付窓口・お問い合わせ先

〒769-2195

さぬき市志度5385番地8（市役所本庁3階）

政策課 移住・定住促進係

電話：087-894-1112

e-Mail：seisaku@city.sanuki.lg.jp